

2. 早期発見のポイント（虐待を疑わせる兆候）

子どもの様子

- ① 不自然に子どもが保護者に密着している
- ② 子どもの反応が乏しく、笑顔が少ない
- ③ 子どもが保護者を怖がっている
- ④ 体重・身長が著しく年齢相応でない
- ⑤ 年齢不相応な性的な興味関心・言動がある
- ⑥ 年齢不相応な行儀の良さなど過度のしつけの影響が見られる
- ⑦ 子どもに無表情・凍りついた凝視があったり、ぼんやりしていることが多かったりする
- ⑧ 子どもと保護者の視線がほとんど合わない
- ⑨ 子どもの言動が乱暴で他者とうまく関われない
- ⑩ 服装の下などの見えない部分をはじめとして、不自然な傷や同じような傷がある
- ⑪ 自分は生まれてこなければよかったというような自己否定の言葉を発する
- ⑫ おやつや給食に対し異常なほどの食欲を示し、何度もおかわりを要求する
- ⑬ 人間や動植物、あるいは物に対しての攻撃性が強く、その理由もはっきりしないことがある
- ⑭ 衣服や身体、髪の毛がいつも不潔である
- ⑮ 何日間も同じ衣服を着ている
- ⑯ 触られることを嫌がる
- ⑰ 連絡や理由もなく、長期にわたって保育所・幼稚園を欠席している
- ⑱ 貧血など栄養失調状態がある

保護者の様子

- ① 子どもが受けた外傷や状況と保護者の説明につじつまが合わない
- ② 保護者が「死にたい」「殺したい」「心中したい」などと言う
- ③ 保護者が子どもの養育に関して拒否的、あるいは無関心
- ④ 泣いてもあやさない
- ⑤ 絶え間なく子どもを叱る・罵る
- ⑥ 保護者がアルコール・薬物依存症である
- ⑦ 保護者が精神的な問題で診断・治療を受けている
- ⑧ 保護者が医療的な援助に拒否的、あるいは無関心
- ⑨ 小さな子どもを残してよく外出している
- ⑩ 保護者に働く意志がない
- ⑪ DVなど、夫婦間の関係性が著しく悪い
- ⑫ しつけに偏るなど、極端な養育方針を持っており、他者のアドバイスに耳を貸さず逆に興奮して攻撃性を発揮する

生活環境

- ① 家庭内が著しく乱れている、あるいは不衛生である
- ② 不自然な転居歴がある
- ③ 家族・子どもの所在がわからなくなる
- ④ 過去に虐待歴がある
- ⑤ 家庭内の著しい不和・対立がある
- ⑥ 経済状態が著しく不安定

日本子ども家庭総合研究所編(2005)「子ども虐待対応の手引き」有斐閣より一部改変

3. 虐待が疑われる場合の対応

(1) 保育所・幼稚園としてどこまで介入すべきか

虐待の発見

そのきっかけは？

- ・ 身体的状況から
- ・ 子どもの言動から
- ・ 子どもの話から
- ・ 登園状況から
- ・ 保護者の様子から

ここを
チェック

きょうだいの話、他の保護者の話
他の子どもの話から

- ・ 子どもの様子がいつもと違う
- ・ 説明のつかない外傷がある
- ・ 衣服や身体髪の毛などが極端に不潔
- ・ 発育不良が顕著
- ・ 登園状況が不安定
- ・ 送り迎えの際の保護者の様子がいつもと違う
- ・ 連絡のない長期欠席
- ・ きょうだいや他の保護者からの情報にも注意

過去を振り返っての検証が可能なように
個別経過記録や発達記録を整備しておく。

<質問>どのような経緯で虐待を把握されましたか？

	身体的状況	子どもの言動	子どもの話	登園状況	保護者の様子
保育所	54.5%	28.1%	19.5%	26.3%	30.7%
幼稚園	33.7%	26.3%	20.0%	20.0%	32.6%

事実の確認

乳幼児は自身の身に起こっていることを言語化できないので詳細な観察が必要

- ・ 子どもが話しやすい雰囲気を常に作ることが重要
- ・ どのように家庭へ接触して情報を収集するか

(→第3部 5.「保育所・幼稚園内の対応体制と機関連携」)

(→第3部 6.「援助のポイント」)

* 子ども自身だけの力では生存権を保障できない

* 深刻な場合はすばやい対応を心がける

保育所・幼稚園としてどこまで介入するか

保育所・幼稚園の介入は、子ども自身と家族に限定する

「子どもが家庭内で安全であるか」「保護者が適切に養育を行っているか」の2点から介入すべきかどうかを判断する。



- ・ 踏み込んだ情報収集は市町村や児童相談所に相談する
- ・ 家族関係の調整などの直接的な介入や、保護者が介入に拒否的な場合は、保育所・幼稚園が単独では対応しない

虐待を疑う事実を発見した場合は・・・

全職員が共通意識を持って客観的な情報を収集する。

(2) 子どもへの対応

* 虐待を受けた子どもへの対応は難しい

- ・ 緊急避難を第一に考え、保護に努める

子どもは自分自身の力で危険な状態を脱することはできないので、子どもの状態を確認し、保護することを第一に考える。

- ・ 状況に応じた最善の対策を考える

早い時期児童相談所や市町村福祉主管課に連絡をし、必要があれば緊急一時保護など、保護の視点で適切な対応を考える。

虐待種別による対応

- ・ 身体的虐待の場合

傷やあざの手当てを行う。記録として残す(写真など)。

原因を追究するより子どもに安心感を与えることを優先させる。

- ・ 性的虐待の場合

事実把握は非常に困難である。性的虐待を感じさせる行動(自分や他人の性器を触ろうとする・トイレを覗こうとする・性に関して異常な興味を示す等)に注意を払う。

- ・ 心理的虐待の場合

保護者の子どもに接する姿勢や子どもの不適応行動(行動が乱暴・落ち着きがない等)から発見されることが多い。子どもに対して具体的な愛情表現を心がける。

- ・ ネグレクトの場合

生活そのものを支えるために、児童委員や保健センター等と連携して家庭で不足している栄養の補完や衛生状態を確保する。精神的・心理的ケアにも配慮する。

(3) 保護者への対応

—虐待が疑われる保護者は、強い警戒感を示すなど、かかわりが難しい—

保護者が抱えるストレスなどに共感的な態度で接する。

時間をとって話を聞いたり、連絡帳を用いるなどでコミュニケーションを図る。

- ・子どもが保護者の加害行為を認めている場合

* 危険度や緊急度により対応が分かれる。

＜緊急度が高い場合や判断に迷う場合は虐待対応機関へ通告＞

緊急度が低い場合 → 保護者面談等で保護者から話を聞く。

- ・子どもが虐待を否認している場合

家庭での親子の状況を確認する。

- ・虐待の有無に話を集中させず、家庭生活全般の話聞く。
- ・保育所・幼稚園の「疑問や不安」を「心配」として伝える。

虐待種別による対応

- ・身体的虐待の場合

しつけであることを主張する場合、保護者としての愛情や思いは受け止めつつも、その行為は虐待であることを告げる。通告は法的な義務であることを理解してもらう。

* 対応に難しさを感じたら、専門機関に相談をする。

- ・性的虐待の場合

かかわりの中心は児童相談所になる。

- ・心理的虐待の場合

適切な対人関係が持てない保護者が多い。

担当者が一人でかかわるのではなく、保育所・幼稚園全体として対応する。

- ・ネグレクトの場合

生活全休の変化が必要のため関係機関との連携のうえ長期的な対応が必要になる

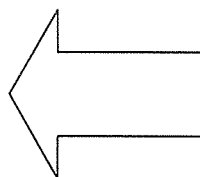
保護者支援の視点

—虐待の背景として—

保護者自身が、社会的弱者である
被害者であるという側面がある

児童虐待の解決には
保育所・幼稚園だけでは困難
* ネットワークの必要性

精神障害や知的障害
経済的な困窮
社会的不適応



他機関と連携し
保護者を含めた家族全体への援助が必要

4. 通告について

(1) 通告とは

通告とは

通告とは虐待を発見した人が、児童相談所や市町村の窓口、福祉事務所に連絡すること

- * 虐待を発見した人は通告の義務がある。
- * 『疑い』の場合でも通告義務がある。

<質問>虐待の確証がなくとも、疑いの段階でも通告ができることを知っていますか？

「知らなかった」 22.7% (保育所教職員)
31.0% (幼稚園教職員)

(2) いつどこに誰が通告するのか

いつ	どこに	誰が
発見した場合は速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・福祉事務所 ・児童相談所 * 暴力行為の阻止など緊急の場合は警察への通報も可能	<ul style="list-style-type: none"> ・担当保育者 ・第一発見者 ・所長・園長等（組織上の役職者） 立場、資格は問わない。通告義務は国民一般に課せられている。

* 通告者の情報については、通告者の了解なしに当事者や第三者に漏れることはない。

(3) 通告には正式な書類が必要か

通告の方法

<通告者>
担当保育者
第一発見者
所長・園長等

通告

電話・面接

<通告先>
市町村
福祉事務所
児童相談所

通告に際して優先すべきことは、有用な情報を迅速に伝える、ということ。

まず、第一報の電話が重要。必要な文書は追って用意する。

<質問>通告は面談・電話でもいいことを知っていますか？

「知らなかった」17.0% (保育所教職員)
25.4% (幼稚園教職員)

(4) 通告に当たってどのようなことを伝えるか

通告の内容

- ① いつ発見したか
 - ・ 時間関係を明確に伝える
- ② 虐待の状況
 - ・ どのような傷がどこに見られるのか
 - ・ 『帰りたくない』『おうち怖い』など、どのような発言が聞かれているか
 - ・ 不潔な服装や体に見合わぬ食欲など気になる兆候の様子は
 - ・ 理由の判然としない欠席など、不自然な様子はいつからか
- ③ 子どもについての情報
 - ・ 在籍、登園状況や日常の様子、特筆すべき点
- ④ 保護者や家族についての情報
 - ・ 日ごろのやりとりや保育所・幼稚園行事などへの参加状況、個別面談の様子、養育方針、就労状況、ストレスの有無、家族の様子や親族との関係、在籍しているきょうだいの情報等
- ⑤ 通告者や保育所・幼稚園に関する情報および対応状況
 - ・ 自身の立場や登目後の対応状況

(5) 通告した後はどうなるのか

通告後の流れ

- ① 調査
 - ・ 子どもの安全確認
 - ・ 保護者および家庭等の情報についての調査
- ② 判断 (判定)
 - 家庭において安全性が確保できないと判断された場合 ⇨ 一時保護の検討
 - 緊急性や危険度が高くないと判断された場合 ⇨ 在宅指導の検討
- ③ 安全保障と親子分離
 - 一時保護 ⇨ 在宅での支援が可能 ⇨ 家庭へ帰る
 - ⇨ 在宅での支援が困難 ⇨ 里親、児童養護施設
- ④ 親子関係修復に向けた援助
 - 親子分離が行われたケース ⇨ 親子関係を修復し、子どもが家庭生活に戻るよう関係機関と連携しながら援助する
 - 最終的な目標は家庭生活を安定して維持継続し、虐待を再発させないこと

(6) 守秘義務と個人情報保護の関係

通告の義務

児童虐待防止法では

通告義務は守秘義務よりも優先されると規定している。

通告の義務 > 守秘義務

<質問>守秘義務がっても通告しなければならない規定があることを知っていますか？

「知らなかった」 20.2% (保育所職員)

25.0% (幼稚園教職員)

(7) 通告することを上司に止められているが

保育所・幼稚園としての判断が一致しない場合

虐待の対応は組織としての判断が重要視されている。保育所・幼稚園としての判断（上司の判断）と担当保育者の判断が一致しない場合もありうるが・・・

担当保育者が危険を感じている場合 → 個人としての通告も可能

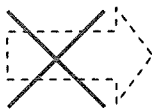
* 通告者についての情報は秘匿される

(8) 保護者との対立を避けたい

保護者への対応

保護者への対応は困難。できるなら対立は避けたいのだが・

通告をすると



- ・ 保護者との良好な関係が崩れる？
- ・ さらにコミュニケーションがとりづらくなる？
- ・ 恨みをかってしまう？

通告は、子どもの安全を守るために行うものである

保護者と不必要な対立を避けることは重要なことであるが、通告は、子どもの成長にとってよい家庭環境が維持されるように、少しでも早く虐待の芽を摘んでしまうための第一歩である。

(9) 通告をした後は何をすればいいのか

通告をした後は

子どもの安全を維持することが何よりも大切

- ・ 子どもの年齢に応じて、理解できる範囲で状況を説明する
- ・ 子どもに安易な約束をしない
- ・ 確証のない事実に期待を持たせない
- ・ 子どもの前で親のことを悪く言わない

5. 保育所・幼稚園内の対応体制と機関連携

(1) 保育所・幼稚園内の相談体制

虐待対応の保育所・幼稚園内での流れ

虐待のキャッチから通告まで

- ① 虐待のサインへの気づき (→第3部 2.「早期発見のポイント」)
- ② 保育所長・幼稚園長または主任に相談
 - ・ 何に困っているのか
 - ・ 何を気にしているのか
 - ・ それはいつ頃からなのか
- ③ 保育所内・幼稚園内でチームを編成
 - ・ 虐待は個人が扱う問題ではなく、組織的に対応する
- ④ 所内・園内チームで状況を確認 (アセスメント)
 - ・ 保育所・幼稚園として主体的に情報を整理する
 - ・ 保育所・幼稚園だからこそわかる子どもの気持ちや動きをしっかりとキャッチ
- ⑤ 保育所・幼稚園として市町村の児童福祉担当課や児童相談所への通告
(→第2部 4.「通告について」)

家族構成／家族の職業・経済状況
きょうだいの有無／保育所・幼稚園での様子／友人関係 などの情報も重要

<質問>虐待が疑われたり、発見した場合に相談する人は？(保育所)

	所 長	副 所 長	主任保育士	担当保育士	担当以外の保育士	看 護 師
常勤保育士	90.6%	19.3%	69.0%	63.4%	23.5%	13.6%

<質問>虐待が疑われたり、発見した場合に相談する人は？(幼稚園)

	園長・副園長	主 任	担当教諭	養護教諭	その他の教諭
常勤教諭	91.3%	59.2%	36.5%	5.7%	29.0%

(2) 保育所・幼稚園内の進行管理

虐待対応の保育所・幼稚園内での流れ

保育所・幼稚園内での進行管理

- * 虐待事例には進行管理が必要
 - ・ 組織的に対応し、理解の齟齬や情報の行き違いを防ぐ
 - ・ マネジメント能力を生かし所長・園長が進行管理を担う
 - ・ チームにより定期的に状況を確認する

(3) 市町村主管課との連携

市町村主管課との連携

「抱え込まない」ことが虐待対応の基本

- ・ 保育所・幼稚園だけで対応しないで教育委員会や市町村のほかの部署とも連携をして

(4) 関係機関との連携

関係機関との連携

虐待への対応は、個人や単一機関で抱え込めるものではない

- ・ 関係機関との連携は、虐待の発見だけでなく、効果的な対応を見出していく上でも役に立つ

<連携する機関>

児童相談所／市町村児童福祉担当課
 教育委員会／民生委員・児童委員(主任児童委員)
 保健所／市町村保健センター／警察
 虐待防止ネットワーク等

* 虐待への対応のために、地域には組織的に連携を持つための仕組みがある

<質問>虐待防止ネットワークの会議に出席したことの無い理由は？

(* 虐待防止ネットワーク会議に出席したことがないと回答した人への質問)

「虐待防止ネットワークの会議があることを知らなかった」

36.0% (保育所職員)

47.8% (幼稚園教職員)

虐待防止ネットワークとは

児童虐待は単独の機関だけで解決できるものではない。関係する機関が効果的に連携しながら対応していくことが重要。虐待防止ネットワークは、関係機関が連携を円滑に行うための日ごろのつながりである。虐待防止ネットワークは、代表者会議、実務者会議、個別事例検討会という三つの会議で構成される。なお、児童福祉法に基づく児童虐待防止ネットワークは「要保護児童対策地域協議会」といわれている。

代表者会議	実務者会議	個別事例検討会
各機関(医師会、警察署、民生委員児童委員協議会、弁護士会、市町村等)の代表者からなる会議	各機関の実務者が集まって援助事例の点検・調整や、住民への啓発などを行う会議	特定の事例に具体的に関わる機関の実務者が集まり、情報交換や援助方針の検討、援助の役割分担等を決める会議

(5) 研修

虐待に関する研修

虐待の対応には研修が必要

- ・ケースの進行管理を担う管理職の研修はもとより、一般の保育者に対しても、事例検討などを通して基本的な考え方や対応方法を理解するための研修が必要である。

<質問>あなたは、今まで虐待問題について学んだことがありますか？

(「研修会・講演会への参加の機会あり」の場合)

開催主体	教育委員会		その他の機関・団体
	都道府県	区市町村	
保育所	18.4%	32.7%	20.5%
幼稚園	13.5%	20.3%	15.5%

6. 援助のポイント

(1) 子どもへの援助の原則

子どもへの援助の原則

保育所・幼稚園で直面するさまざまな指導上の課題の背後には「子ども虐待」という問題が潜んでいるかもしれない

虐待を受けている子どもとかかわるときのポイント

- ① 子どもの嘘を責めない
- ② 他の子どもの前でのかかわりには注意を払う
- ③ 子どもの前で親のことを悪く言わない
- ④ 「誰にも言わないから」「親には言わないから」という約束をしない
- ⑤ 子どもへの質問にはいくつかのバリエーションを用いる

<質問のバリエーション>

(1) 開かれた質問	}	組み合わせて使う
(2) 特定された質問		
(3) 選択肢のある質問		
(4) 誘導的質問	}	基本的には使わない
(5) 強制		

(2) 保護者への援助の原則

子どもへの援助の原則

虐待を行っている保護者へのかかわり・援助の原則

- ① 子ども虐待を行う親を理解しようとする
 - ② 批判的態度は避ける
 - ③ 保育所・幼稚園だけで解決しようとするしない
 - ④ 通告をためらわない
 - ⑤ 家庭訪問の留意点
 - ・ 保護者が落ち着いて話せない状態のときは無理をせず後日出直す
 - ・ よい関係が築けている人や上位の職員も同行する
 - ・ 保護者の不平・不満について、弁護・反論も迎合もせず、共感的に聴き続ける
 - ⑥ 周囲の保護者への対応に配慮する
- * 保護者が拒否的で、関係が築けない場合は、通告するなど関係機関との連携が重要

(3) 一時保護に向けた援助

一時保護に向けた援助

一時保護の第一の目的は、子どもの生命の安全を確保することである

- ① 一時保護に関する子どもへの説明
 - ・ 子どもに安心感と安全感を持ってもらえるように説明をし、配慮を持ってかわる
- ② 子どもの保育
 - ・ 保護所を訪問し、クラスの様子を伝えるなどして子どもに安心感を与える

(4) 施設入所した子どもへの援助

親から分離された場で生活する子どもへの援助

家庭から分離された子どもの生活の場は、児童福祉施設（乳児院・児童養護施設など）と里親家庭がある。

*乳児院・児童養護施設と保育所・幼稚園の連携

- ・ 保育所・幼稚園は基本的には見守る姿勢になる。
 - 新しい生活環境に適応できることを大切に考え、安易に施設訪問をしない。
- ・ 施設が最善の支援プログラムを展開しやすいように、必要な情報の共有に努める。

(5) 家庭復帰の際の援助

家庭復帰の際の援助

再び虐待が起きないように、詳細に経過を観察する

*親に対して

- ・ 子どもの送り迎えの際、会話を多くするなど特別な配慮をする。

*子どもに対して

- ・ 保育所・幼稚園に早く溶け込むことができるよう、自然な形で接する。
- ・ 保育所・幼稚園に戻ってくるまでのことについては、自分から話すようになるまでこちらからは聞かない。
- ・ ほかに子からの質問は、上手にかわす。

(5) 児童虐待防止プログラム（CAP）について

子どもたち自身が人権意識をしっかり持ち、暴力から自分を守るための知識や技能を学ぶために、CAP（子どもへの暴力防止プログラム）を幼稚園の授業に取り入れているところもある。

第1部 子ども虐待を理解する

1. 虐待とは

子ども虐待とは、保護者をはじめ子どもを保護・監督する立場にある人が、子どものからだや心に傷を生むような暴力的な関わりをしたり、子どもの健やかな発達を阻害するような不適切な養育をしたりすることをさします。

一般的に家庭内において親などの強者から弱者である子どもに向けて行われる強権的行為ですが、加害者は親に限らず同居人などの場合も含まれます。

また、直接的な行為がなくとも、保護者として、例えば配偶者や同居人がわが子を虐待しているのを知っていながら見て見ぬふりをするような場合も、不適切な養育態度であり、虐待とみなすことができます。

図 1-1-1、図 1-1-2 は、今回の調査で明らかになった保育所及び幼稚園の保育者（以下、「保育者」といいます）の「虐待への関心」です。「非常に関心がある」「関心がある」を合わせると約 8～9 割にのぼり、それだけ保育現場にとっても虐待が身近な出来事になってきている様子が伺えます。

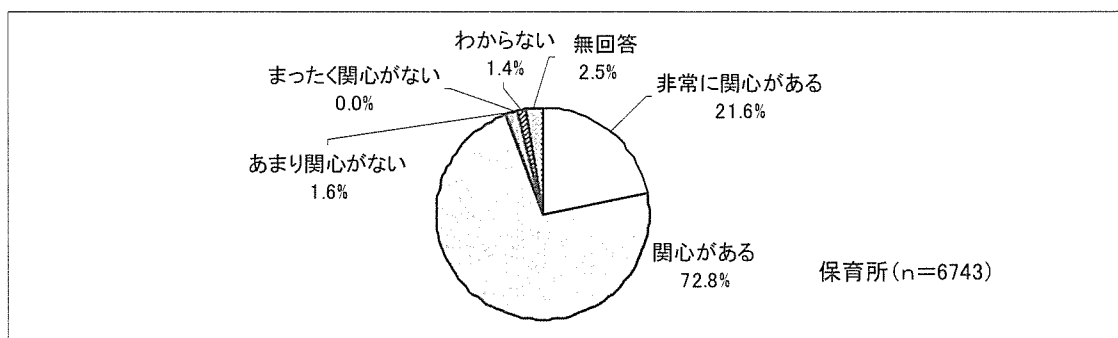


図 1-1-1 保育所保育士の虐待への関心

出典：才村純他（2007）「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 18 年度 厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』

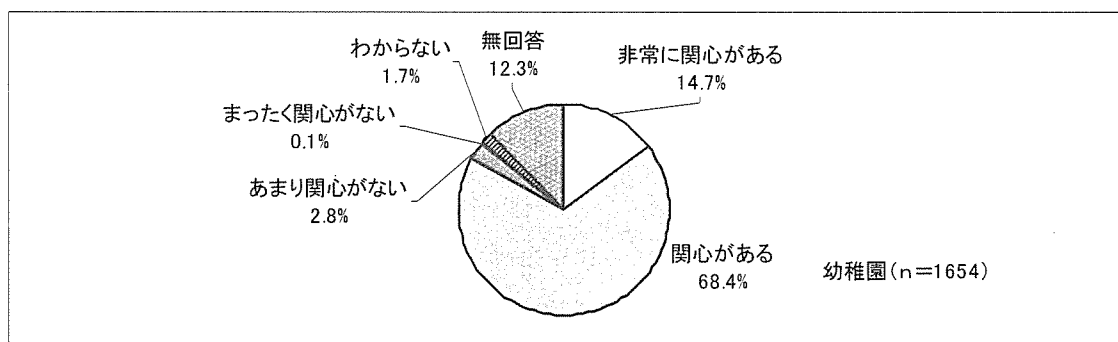


図 1-1-2 幼稚園教諭の虐待への関心

出典：才村純他（2006）「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 17 年度 厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』

児童虐待防止法第2条(児童虐待の定義)

この法律において、児童虐待とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(18歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

2. 虐待としつけの関係

虐待者は、自分のしていることを、「しつけ」であると説明することがあります。子どもを思えばこそ、叱っている、厳しくしている、つき離している、などと言い、愛情に基づく行為であることを強調することもあります。あるいは、自分も叩かれて育った、親が子どもを叩いて育てるのは当たり前だ、今では叩いてくれた親に感謝している、などと肯定的に意味付けようとすることもあります。

また、乳幼児期においては、小さいうちにきちんとしつけておかなければ子育ての失敗を招くといった強迫観念が、時折親や祖父母に見られます。すると本来愛情を注ぐべき時期にしつけ優先の子育てが行われるようになり、子どもは赤ちゃん返りをして、できることでもやらずに大人にやってもらおうとして必要以上に甘えを見せたり、何とか大人の気を引こうと大人が求めている行動をとったりするなど、盛んに愛情欲求行動を示すようになります。結果として、親は、子どもが自分の思い通りにならないことにひどく苛立ちや不安を覚えることもあるようです。特に祖父母からの期待が大きい場合には、更に不安感が増大し、悩みを親だけが抱え込んでしまう傾向が見られます。

しかし、虐待は、子どもを愛しているかいないか、養育熱心かそうでないか、といった養育者側の主観で判断するものではありません。養育者の関わりが子どもの心身やその発達に客観的にどのような影響を及ぼすのかを問題にするものです。したがって、たとえ「愛情あるが故の行為」であっても、それが子どもを傷つけ子どもの権利を侵害する行為とみなされる場合は「虐待」と判断されます。

ところが、現実場面でのこの見分けには大きな戸惑いが生じます。図 1-2-1、図 1-2-2 は今回の調査で明らかになった保育者の意識で、図中に示されているような場合に虐待として通告が必要だと思うかどうかを尋ねたものです。それによると、より暴力性の高いものは通告の必要性も高いと認識されているのは明らかですが、一方で「罰として」という「しつけの一環」としてのニュアンスが含まれると、「どちらともいえない」という回答が増え、判断に迷いが生じやすくなっている様子が伺えます。

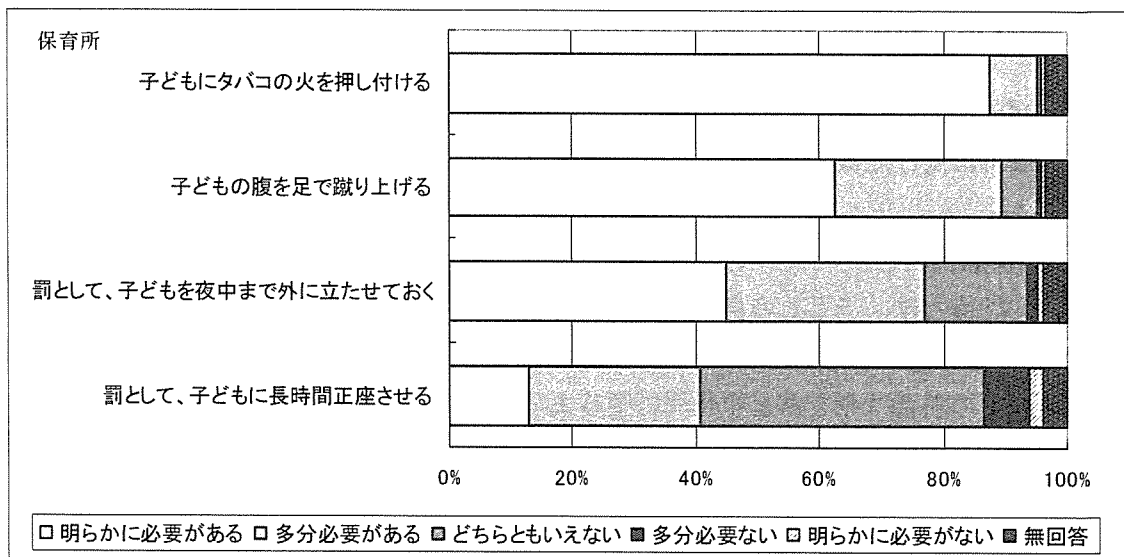


図 1-2-1 通告が必要と思うかどうか (小学校)

出典：才村純他（2007）「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 18 年度 厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』

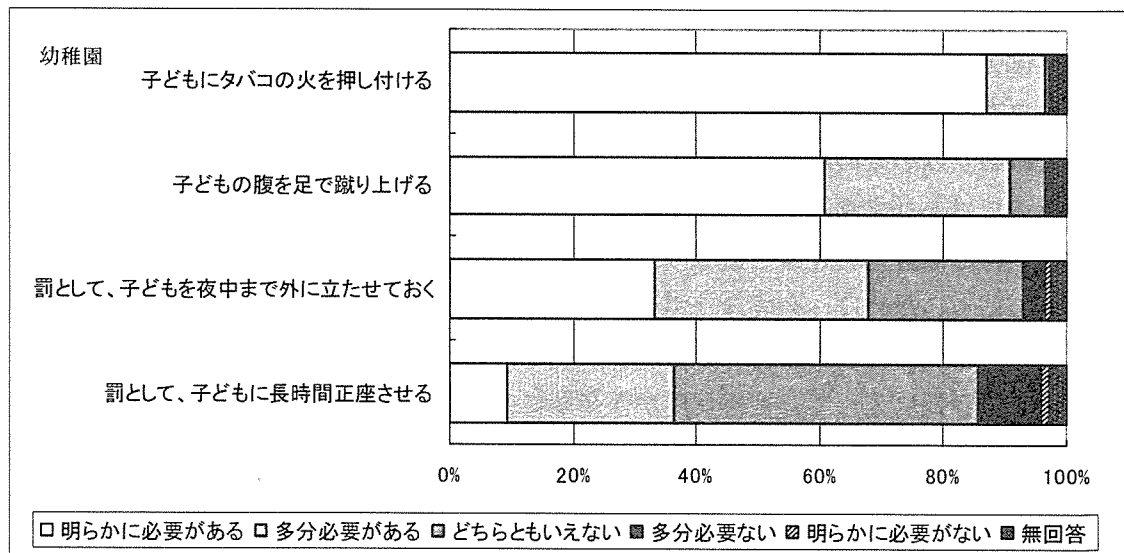


図 1-2-2 通告が必要と思うかどうか (中学校)

出典：才村純他（2006）「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 17 年度 厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』

3. 虐待の種類

(1) 4つの虐待

子ども虐待は受けた被害の内容により、一般的に次のように分類されます。

① 身体的虐待

身体的虐待とは、子どもの身体に外傷ができたり、できる恐れがあるような暴力的行為が加えられたりすることです。ちょっとした傷やあざから、骨折、後遺症が残るほどの大怪我、最悪の場合は命を落とす状況に至るまで、大きな幅があります。

傷やあざは目に見えやすいため、虐待発見の糸口になることが多いものの、衣服等で隠れるところをわざわざ選んで虐待行為を繰り返す親もおり、注意が必要です。身体計測や着替えの際などに虐待の傷が発見されることがありますが、親がそれを恐れて、子どもがいたずらをしてぶつけたなどと言い訳をすることもあり、不自然な様子が見られるときは要注意です。

② 性的虐待

大人が子どもにわいせつな行為をしたりさせたりすることです。直接的な行為に限らず、たとえばアダルトビデオを見せたり、大人の性交渉場面を目撃させたりといった状況なども含みます。日本ではこの性的虐待は家庭内で行われることを想定していますが、欧米諸外国では必ずしもその範囲には限定していません。また、性的虐待の被害は、女兒に限られるものではありません。

性的虐待は被害児の尊厳を傷つけ、心身ともに深い傷跡を残すだけでなく、話題をオープンにしにくいために、必要なサポートが得られぬままに見過ごされてしまいやすい傾向があります。また、性的虐待の影響から性的な行動に走りやすくなる子どももいます。たとえば、思春期に入って、被害女兒が性産業にのみ込まれたり、被害男児が他児を巻き込んで加害行為に及んだりして、結局は「性非行」「性犯罪者」というレッテルを貼られ、地域社会から排除されてしまうというような残念な結果に至ることも少なくなく、発見とケアのシステムの整備・充実が強く求められています。

保育所や幼稚園においては、何かと汚いことばや卑猥なことを言うことが増えたり、必要以上に、あるいは年齢不相応に自分や人のからだに興味が強くなり、何かと身体接触を求めてきたりしたときは、注意が必要です。身体接触は、甘えて抱っこを求めてくるのと違い、女性の胸や男性の股間を明らかに目的的に触ってきたりすることがあります。人目を盗んで、物陰で性器を見せ合ったり、触りあったり、性器をくっつけてみたりすることもあります。年齢的にそのことで快感を得るというよりも、見たままを直接的に再現してみることが少なくありません。性的な行為は習癖化することが多く、年齢が低いからといって気に留めなかったり、エッチなことばかり言ってお茶目な子、など見過ごしてしまっ